

空家法を積極的に活用して、空き家・不良住宅の除却、活用、関連事業など総合的な空き家対策に取り組む市町村に対し支援を行う。

事業内容

空家等対策計画に基づき実施する以下の事業

<空き家対策基本事業>

・空き家・不良住宅の除却【補助率：直接・間接ともに2/5】

- ① 特定空家等の除却
(自主的対応が可能な者に対する空家法第14条第3項に規定する命令に係る部分を除く)
 - ② 住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅の除却
 - ③ 地域活性化要件(除却後の跡地を「地域活性化のための計画的利用に供さなければならない」という要件)を満たす空き家の除却
 - ④ 雪害、地震、風水害、土砂災害等の各種災害により被害が生じた若しくは見込まれる空き家の緊急的又は予防的な除却
- ※ 崖地や離島など通常想定される除却費と比較して高額となる場合のかかりまし費用も補助

・空き家・不良住宅を除却した後の土地の整備【補助率：直接1/2、間接1/3(かつ市町村の1/2)】

- ただし、地域活性化要件の適用が除外されている特定空家等や不良住宅の除却後の土地を、公益性の高い以下の用途で活用する場合、かつ、10年以上同一の用途で活用を行う場合に限る。
- ア) 地域に開放するポケットパークや児童遊園
 - イ) 災害時等に避難することが可能な防災空地や避難場所
 - ウ) 地域に開放する公的駐車場

・空き家の活用【補助率：直接1/2、間接1/3(かつ市町村の1/2)】

・空家等対策計画の策定等に必要空き家の実態把握【補助率：直接1/2】

・空き家の所有者の特定【補助率：直接1/2】

<空き家対策附帯事業>【補助率：直接1/2】

・空家法に基づく行政代執行等の措置の円滑化のための法務的手続等を行う事業

- ① 行政代執行・略式代執行に係る弁護士相談等の必要な司法的手続等の費用
- ② 代執行後の債権回収機関への委託費用
- ③ 財産管理制度の活用に伴い発生する予納金

<空き家対策関連事業>【補助率：各事業による】

・空き家対策基本事業とあわせて実施する以下の事業

- ・住宅・建築物耐震改修事業
- ・住宅市街地総合整備事業
- ・街なみ環境整備事業
- ・狭あい道路整備等促進事業
- ・小規模住宅地区改良事業
- ・地域優良賃貸住宅整備事業
- ・住宅地区改良事業等計画基礎調査事業

<空き家対策促進事業>【補助率：直接1/2、間接1/3(かつ交付対象事業の全体事業費の2/10以内)】

・空き家対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業

例：空き家対策基本事業(代執行又は空き家の除却若しくは活用)にあわせて行う残置物の処分(ただし、空き家対策基本事業における工事等と同一契約で行う場合は空き家対策基本事業として対応する。)



居住環境の整備改善のため、空き家を空き家・不良住宅を除去
地域活性化のため、空き家を地域交流施設に活用

空家法に基づく「協議会」を設置するなど、地域の民間事業者等と連携して事業を推進

注1) 複数の住戸等からなる建物の場合は、全ての住戸等が空き家であるものに限る(不良住宅を除く)。
注2) 所有者等から、代執行による除却費、財産管理制度における予納金又は残置物の処分費に相当する費用を回収した場合は、国に返納する必要がある。

補助対象

- ・空家等対策計画に定められた空家等に関する対策の対象とする地区において事業を行う
- ・空家法に基づく「協議会」を設置するなど、地域の民間事業者等との連携体制があるなどの要件を満たす地方公共団体